

議事要旨(2) 実務対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応専門委員会における「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」の検討状況の概略について説明があり、また、西村専門研究員より、説明資料[審議事項(2)-1及び(2)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
株式の値下がり等により信託の財産が不足する場合に、金融機関は企業に保証の履行を求めるといふ点について、2つの見方が考えられる。一つは信託設定後も企業が責任を負っており、信託は企業の外にあるとは言えないという見方、もう一つは債務保証契約があり、不足がある場合にのみ保証の履行を求められることから信託は企業から切り離されているという見方である。自己株式を信託へ処分した時点で処分差額を認識するということは後者の見方に基づいて議論を進めているという理解で良いか。
- 上記の委員の質問に対して、事務局からは後者の考えに基づいて整理しているとの回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
開示について重要性の判断を取り入れているが、株主資本変動計算書に関する開示については、重要性の判断をする余地はないのではないか。資本勘定は質的に重要であり、金額的重要性だけで判断できないと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、開示を必須とするものと重要な場合に開示を求めるものとの検討を行う旨のコメントがあった。
- ある委員より、次の意見があった。
ここでの債務保証は、株価の下落に対する補填義務のようなものであり、保証先の信用リスクを保証するものとは性格が異なる。よって、不足を負担する可能性が高い場合に引当金を計上するのではなく、当初から全額負債を認識すべきではないかと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、次の回答があった。
売却損が発生しても、信託期間中の売却益で補てんできるため、実際に債務を履行するかどうかは信託の終了まで判明しない。よって、信託の初期の段階から債務保証の履行に関する引当金を計上することは想定しておらず、最終的には補填しない可能性もあるためこのような処理で支障はないと考える。
- ある委員より、次の意見があった。

- ・ 総額法の処理上、信託での売却損益は一つの勘定科目にまとめて処理することとしている。よって、文案上も借方になった場合と貸方になった場合とに分けて記載した方がわかりやすいと考える。
- ・ 信託の借入金と貸借対照表に計上されている他の借入金と性格が異なるため、それが区別できるような注記情報の開示を検討していただきたい。
- ・ 適用方法について、遡及適用の実務上の負担がそれほど大きいかは疑問であり、財務諸表の比較可能性を重視して、累積影響額を期首剰余金で調整する形での適用を検討していただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、コメントを受けて文案の検討、開示内容の検討を行う旨の回答があった。また、適用については、遡及適用の実務処理の困難性だけでなく、導入当時の判断の背景等も考慮する必要があり、その点も考慮して検討を行う旨の回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 提案の会計処理案で問題ないとする。会計処理のばらつきを統一することがこの実務対応報告の目的であり、派生的な論点を起こさない方がよい。
 - ・ 開示については、取引自体が目新しいものであり、定性的な情報を含めて充実したものを求めているかどうか。
 - ・ 適用方法については、ばらつきをなくすという趣旨からは将来に向かって適用できれば良く、資料の案3が良いのではないかと。

最後に、西川委員長より、引き続き専門委員会での議論をうけて検討いただきたい旨のコメントがあった。

以 上